

令和6（2024）年4月30日開催

令和6年度

柏崎市農業委員会 第25期 第11回議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第25期 第11回総会 議事録

- 1 日 時 令和6年4月30日（火）
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第5条許可申請について
議第5号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
報第1号 農用地利用集積等促進計画（移転）参考資料について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午前10時

山崎事務局長

ただ今から第11回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会、会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎局長代理

委員数は19人であります。欠席報告2人。現在の出席委員数は17人で過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席は25人であります。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、1番 春日 知代委員、18番 笹川 宏委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」、申請番号 1 から 4 までの案件が、農業委員 ○○ ○○委員に関する案件でありますので、○○委員の退席を求めます。

－ ○○委員退席 －

議長

事務局の説明を求めます。

吉田主事

議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 1 から 4 について、御説明いたします。

申請番号 1 安田地内、4 筆、田、計 1,681 m²。自作地の売買。経営の見直し。○○○円です。

申請番号 2 加納地内、2 筆、田、計 714 m²。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円です。

申請番号 3 加納地内、田、426 m²。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円です。

申請番号 4 加納地内、畑、498 m²。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 から 4 について、それぞれ地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 1 から 4 までの案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請番号 1 から 4 までの案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました○○委員の入室を求めます。

－ 〇〇委員入室 －

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、議第 1 号の申請番号 1 から 4 までの案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、「議第 1 号 申請番号 5 及び 6」の案件について、事務局の説明を求めます。

吉田主事

引き続き、議案書 1 ページを御覧ください。申請番号 5 及び 6 について、御説明いたします。

申請番号 5 藤元町地内、2 筆、畑、計 522 ㎡。自作地の売買。新規就農。〇〇〇円です。

申請番号 6 高柳町岡野町地内、4 筆、田及び畑、計 327 ㎡。自作地の売買。新規就農。〇〇〇円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 5 及び 6 について、それぞれ地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 5 及び 6 の案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請番号 5 及び 6 の案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 桜木町地内、4 筆、畑、計 495 m²。一般個人住宅及び通路。第 3 種でございます。

本件につきまして、申請地のうち 1 筆において、昭和 50 年頃に申請者の先代が住宅を増築し、以降、住宅の敷地の一部として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。申請地全体の利用計画につきまして、既存住宅の一部及び新築住宅の計 2 棟の敷地及び新築住宅の通路となっております。申請人 2 名は、母親と息子であり、現在、この 2 名及び息子の妻が既存住宅に居住しておりますが、今後は、母親が既存住宅に居住し、息子夫婦が新築住宅に転居する予定となっております。通路につきましては、新築住宅の建築において、建築基準法の接道義務により、東側の市道に接道する必要があることから整備するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号1 劔地内、田、330 m²。一般個人住宅。第3種でございます。

本件につきまして、転用計画者を当初計画者から承継者に変更するものです。議第4号第5条許可申請 申請番号1に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の4ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第3号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第3号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第4号 農地法第5条許可申請について」事務局に説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書4ページを御覧ください。議第4号 農地法第5条許可申請について、御説明いたします。

申請番号1 劔地内、田、330 m²。一般個人住宅。第3種でございます。

議第3号 第5条事業計画変更承認申請 申請番号1に関連に関するものです。

申請番号2 与三地内、3筆、畑、計180.91 m²。販売用住宅敷地の拡張。第2種でございます。

本件につきまして、以前に譲渡人の先代が申請地のうち1筆を、隣接する住宅への通路として整備したことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。譲受人につきましては、個人で不動産業を営んでおり、住宅及び宅地を販売目的に取得する予定ですが、宅地に接する市道が冬期間除雪されず自動車の乗入れや駐車が困難となっていることから、除雪がされる県道と当該宅地の間にある申請地のうち2筆を駐車スペースとして利用するものです。

申請番号3 松波二丁目地内、畑、344 m²。集合住宅。第3種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、「議第 5 号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 5 ページを御覧ください。議第 5 号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について御説明いたします。

農地中間管理事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分 農地中間管理事業。2、権利の種類、農地中間管理権（賃借権・使用貸借権）の設定。3、権利の開始、令和 6（2024）年 5 月 20 日。4、権利の設定期間、5 年、10 年。5、対象農地の面積、田、1, 462 筆、1, 201, 870.27 ㎡。畑、25 筆、6,282 ㎡。その他、7 筆、487 ㎡。計、1, 494 筆、1, 208, 639.27 ㎡。6、関係人の数、受人、100 人、渡人、380 人、転貸人 1 人（新潟県農林公社）。7、実施地区、柏崎市。8、公告予定年月日、令和 6（2024）年 5 月 17 日。9、計画の明細は 6～89 ページのとおりです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「報第 1 号 農用地利用集積等促進計画（移転）参考資料について」、事務局の報告を求めます。

和田主任

報第 1 号 農用地利用集積等促進計画（移転）参考資料」について、御説明いたします。議案書 90 ページを御覧ください。

農地中間管理機構が転貸する耕作者の変更がありますので、一覧のとおり報告いたします。県による公告を経て 6 月 1 日に新たな耕作者へ権利の移転がされるものでございます。

以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの報告を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。報第 1 号の報告を終了します。

議長

事務局からその他事項をお願いします。

山崎事務局長

（事務局からその他事項）

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会 午前10時40分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____